

印西地区環境整備事業組合  
次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書（案）に係る全体説明会  
会議録

開催年月日	平成29年1月14日（土）																																						
開催時間	14:00～16:15																																						
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室																																						
出席者	<p><b>住民</b> 24名（印西市13名・白井市5名・栄町5名・四街道市1名）</p> <p><b>印西地区環境整備事業組合</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%;">事務局長</td> <td style="width: 10%;">小手</td> <td style="width: 10%;">正治</td> </tr> <tr> <td></td> <td>次長</td> <td>武藤</td> <td>秀敏</td> </tr> <tr> <td>印西クリーンセンター</td> <td>工場長</td> <td>今井</td> <td>聡</td> </tr> <tr> <td>印西クリーンセンター 次期施設推進班</td> <td>主査</td> <td>浅倉</td> <td>郁</td> </tr> <tr> <td>印西クリーンセンター 次期施設推進班</td> <td>主査補</td> <td>大野</td> <td>喜弘</td> </tr> <tr> <td>印西クリーンセンター 次期施設推進班</td> <td>主査補</td> <td>川砂</td> <td>智行</td> </tr> </table> <p><b>関係市町</b></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">印西市環境経済部クリーン推進課</td> <td style="width: 20%;">課長</td> <td style="width: 10%;">伊藤</td> <td style="width: 10%;">章</td> </tr> <tr> <td>白井市環境建設部環境課</td> <td>課長</td> <td>川上</td> <td>利一</td> </tr> <tr> <td>栄町環境課</td> <td>課長</td> <td>大須賀</td> <td>利明</td> </tr> </table>				事務局長	小手	正治		次長	武藤	秀敏	印西クリーンセンター	工場長	今井	聡	印西クリーンセンター 次期施設推進班	主査	浅倉	郁	印西クリーンセンター 次期施設推進班	主査補	大野	喜弘	印西クリーンセンター 次期施設推進班	主査補	川砂	智行	印西市環境経済部クリーン推進課	課長	伊藤	章	白井市環境建設部環境課	課長	川上	利一	栄町環境課	課長	大須賀	利明
	事務局長	小手	正治																																				
	次長	武藤	秀敏																																				
印西クリーンセンター	工場長	今井	聡																																				
印西クリーンセンター 次期施設推進班	主査	浅倉	郁																																				
印西クリーンセンター 次期施設推進班	主査補	大野	喜弘																																				
印西クリーンセンター 次期施設推進班	主査補	川砂	智行																																				
印西市環境経済部クリーン推進課	課長	伊藤	章																																				
白井市環境建設部環境課	課長	川上	利一																																				
栄町環境課	課長	大須賀	利明																																				

次第	頁
1 開会	3
2 挨拶（組合事務局長）	3
3 事業概要経緯等説明	3
4 次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書（案） について	5
5 質疑応答	8
6 今後の予定について	26
7 閉会	26

## 次第1 開会

### **武藤秀敏（組合：次長）**

只今から、次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書（案）に係る全体説明会を開会します。

## 次第2 挨拶

### **武藤秀敏（組合：次長）**

続いて次第の2番、挨拶です。

当組合の事務局長の小手より、ご挨拶を申し上げます。

### **小手正治（組合：事務局長）**

～挨拶～

～出席職員紹介～

## 次第3 事業概要経緯等説明

### **武藤秀敏（組合：次長）**

続いて次第の3番、事業概要経緯等説明です。

担当者から説明させていただきます。

### **浅倉郁（組合：主査）**

当組合は、昭和51年に当時の印西町、白井町、本埜村、印旛村、栄町の3町2村の構成により、一般廃棄物の中間処理を共同で行う組合として設立しました。

千葉ニュータウン事業の展開と将来を見据え、白井市南山に位置する白井清掃センター（日量30トン）の操業からスタートし、昭和61年度から、現施設の印西クリーンセンターを操業しています。

印西クリーンセンターは、今年で稼動開始から32年を迎えますが、施設の老朽化に伴う建替えが急務となっています。

参考資料11ページと12ページをご覧ください。次期中間処理施設整備事業の経緯です。

平成20年度に、予め確保している現在地内の建替え用地（テニスコート）での建替え計画を立案しましたが、当時の組合議会及び組合関係市町村議会から、現在地ありきの建替えではなく、他の場所も検討すべきとの意見があり、平成21年度に検討委員会を設置し、関係市町村から5箇所の推薦地をいただき、現在地を加えた計6箇所を比較評価しました。

その結果、平成23年度に千葉ニュータウン9住区の県道沿い用地（現プロロジスパーク千葉ニュータウン）を建設予定地として決定しました。

その後、住民説明会を開催し事業の説明を重ねましたが、平成24年7月の印西市長選挙を経て、同年11月に新たに組合管理者に就任した板倉印西市長から、千葉ニュータウン9住区における建替え計画の白紙撤回が組合へ申し入れされました。

これを受け、平成25年2月に開催した組合議会定例会で決するところにより、公募により選考した印西市、白井市、栄町の住民委員を主体に組織する用地検討委員会が設置され、平成25年4月に第1回会議を開催し、同年12月には候補地の選定方法に関する中間答申書をまとめ、平成26年1月から3月にかけて、単にごみ処理施設とリサイクルセンター施設等を整備するのではなく、ごみの焼却に伴い発生する排熱エネルギーを最大限有効に活用し、地域の活性化に寄与する施設整備を目指すことを基本方針の柱として、候補地を関係市町内から広く募集し、6箇所の応募申込書を受理しました。(その後、2箇所については応募の取り下げがあったことから、最終的な応募は4箇所)

その後、平成26年4月から、応募のあった印西市の吉田地区、岩戸地区、滝地区、武西地区の4箇所に現在地を加えた5箇所を候補地とし、用地検討委員会において多面的かつ総合的に比較評価を実施しました。

候補地の比較評価は、用地検討委員会の会議で決した3段階の審査により行いました。

まず、1次審査で面積などの用地条件を満たしているか確認し、2次審査では施設の建設、運営に適さない用地を減点評価する視点で審査を行い、3次審査ではより良い施設となり得る用地を加点評価する視点で審査を行いました。

また、3次審査において、候補地の敷地境界から概ね300mの範囲内の町内会、自治会等を対象に周辺住民意見交換会を実施(14町内会と実施)し、各候補地周辺にお住まいの皆様生の声を用地検討委員会委員の皆様に聞いていただき、また肌で感じていただき、用地検討委員会における比較評価に反映しました。

用地検討委員会における比較評価の結果(吉田地区が第1位)は、平成26年9月に組合管理者へ答申され、その後、組合の管理者・副管理者による建設候補地選定会議において吉田地区を正式に建設候補地に選定し、平成27年3月には吉田地区の地元町内会である吉田区と組合で基本協定を締結しました。

ここで、建設候補地である吉田地区の基礎情報について簡単に説明します。参考資料9ページと10ページをご覧ください。

位置は、現印西クリーンセンターから南東に向け直線距離にして約4.2km、泉カントリー倶楽部の近接地となります。

面積は約2.6haで、約1.7haが畑、約0.9haが山林で構成されています。

なお、吉田区からは、吉田区が希望、提案する地域振興策を真摯に受けとめることを条件とした同意書を既にいただき、また、基本協定も締結していますが、候補地は土地所有者である地権者グループが応募されたものであり、吉田区が応募したものではないので、誤解のないようお願いします。

また、吉田区は清掃工場との共存や地域活性化を検討する内部組織として、吉田区クリーンセンター検討委員会を設置され、基本協定の締結後は、組合との対話・協議の窓口も兼ねていただいているところです。

平成27年度は、基本協定書の規定を踏まえ、吉田地区を建設候補地として進める清掃工場本体の施設整備基本計画と、ごみの持つエネルギーなどを利用し一体整備する地域振興策の検討を進める検討委員会（学識経験委員、公募住民委員、吉田区住民委員で構成）をそれぞれ設置し、施設整備基本計画と地域振興策基本構想を組合管理者へ答申しました。

平成28年度は、正式な事業推進の合意となる整備協定書の内容について吉田区と対話・協議を進め、この後に説明する次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書（案）の合意に至ったところです。

#### 次第4 次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書（案）について

##### **武藤秀敏（組合：次長）**

続いて次第の4番、次期中間処理施設整備事業の施行に関する整備協定書（案）についてです。

担当者から説明させていただきます。

##### **浅倉郁（組合：主査）**

資料は、次期中間処理施設整備事業施行に関する整備協定書（案）をご覧ください。また、一部参考資料を用いています。

説明に入る前に、再度整理させていただきますが、千葉ニュータウン9住区を建設予定地とした前回計画の白紙撤回以降、住民参加型の取り組みと公平性、透明性の確保と、徹底した情報公開を念頭に用地検討を進め、吉田地区を建設候補地として選定しました。

地元町内会である吉田区では、自分達が住む印西市の役に立つことを念頭に置き、大切な土地を提供していただく地権者グループと連携しながら、早い段階から地域活性化の可能性を見出し、また、自分たちの孫子の明るい未来を鮮明に描き、前向きに考えていただいております。

平成27年3月3日には、吉田区と組合の役割や今後の進め方など基本的な事項について、確認、合意の上、基本協定を締結させていただきました。

そして今回は、未来への約束事というべき事業推進の正式合意となる整備協定の締結ですが、廃棄物処理施設の寿命が一般的に約30年と言われている中で、次の建替えを考慮すると約60年以上という途方もなく遠い未来までの約束となることから、慎重かつ丁寧に対話・協議を進めてきました。

建設候補地として位置付けた用地を建設予定地として決定することを双方で確認するとともに、必要事項を定めることにより、次期中間処理施設整備事業及び地域振興策を円滑に進めることを目的としてまとめたところです。

ここで、皆様にお伝えしておきたいことは、決して吉田区がもろ手を挙げて次期中間処理施設整備事業を歓迎しているわけではないということです。

先程も説明しましたが、候補地を応募したのは、約30名の地権者グループの方々です。吉田区では、自分たちの住む自然豊かな場所が壊されてしまうのではと懸念を抱く方、必

要な施設であることは十分に分かってはいるのだが、自分の家の近くに整備するのは反対だとする方、さまざまな方がいらっしやっただと思います。

そこを先見の明で、若者が外に出ていき地域が疲弊してしまうのではないかとという将来への不安を払拭する格好の起爆剤になり得るのではないかと前向きに捉えていただいております。

清掃工場の事業用地を公募し、応募のあった用地の地元町内会が用地検討の段階で同意していただいたことは全国的に見ても本当にまれで、注目の的になっていることも事実です。

だからこそ我々事業者も吉田区の本気に誠心誠意応え、全国に誇れるような地域に根ざして親しまれる施設を整備することが責務だと考えています。

先程の説明と重複する部分はありますが、改めて説明させていただきました。

それでは、整備協定書(案)の説明をします。時間の関係上、各条項の詳細説明は割愛し、趣旨の説明のみとします。

まず全体構成ですが、全4章からなる22条立てとなっています。

第1章、総則として、第1条、第2条で本協定の目的と定義について記載しています。

第1条の目的ですが、平成27年3月3日付で締結した基本協定の第1条で規定する吉田地区を(仮称)吉田資源循環センターの建設予定地とすることを確認することとともに、本協定の範囲内において事業及び地域振興策を円滑に進めることを目的としています。

第2条、定義ですが、本協定における用語の定義について定めています。

第1号の吉田資源循環センターについては、一般的にはいまだ迷惑施設とネガティブに捉えられてしまう清掃工場について、最新技術の導入による環境負荷の低減が図られた施設、廃棄物を最大限循環活用できる施設、3Rの推進に大きく貢献する施設、焼却時の排熱を最大限有効に活用できる施設として、ポジティブなイメージが持てる呼称として吉田区から発案いただき、仮称として設定したものです。

次に第2章ですが、第3条から第9条で吉田地区に整備するエネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設について、現時点において双方が確認できる基本的な事項を主に記載しており、具体には今後双方が協議の上、最終的に決定するものとしています。

第3条、吉田資源循環センターの用地ですが、地番は印西市吉田546番地ほか、面積は約26,000㎡で、位置詳細は整備協定書(案)の最終ページに、別紙として掲載しています。

第4条、稼動開始の目標年度ですが、平成40年度の稼動開始を目標としているものの、より早期の稼動開始に向け最大限努力することとしています。

第5条、吉田資源循環センターの位置付けですが、吉田資源循環センターは地域振興策と一体的に整備・連携することによる恒久施設として、吉田区の理解が得られる施設整備と事業運営を図ることとしています。

第6条、概ね30年後に迎える吉田資源循環センターの建替えですが、同一敷地内で行うことを基本にしています。

第7条、吉田資源循環センター用地の拡張ですが、将来的に双方協議の上、必要と認めら

れるときは用地拡張ができることとしています。

また、第2項において、拡張の際に失われる地域振興策の代替機能などについては、双方協議の上、決定することとしています。

第8条、安全操業の堅持ですが、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを第一に考え、公害防止協定の締結、安全かつ安定操業しているかを監視する機関の設置、また定点観測の実施などの取り組みを実施することとしています。

第9条、吉田資源循環センターの整備計画ですが、ごみ処理基本計画の改定により改めて決定する施設の処理能力のほか、切り下げ造成の深度、煙突の高さ、アクセス道路、調整池排水路の整備計画は、双方協議の上、決定することとしています。

次に第3章の地域振興策ですが、第10条から第13条で、平成28年度に策定した地域振興策基本構想を踏まえ、具体には今後双方が協議の上、決定することとしています。

第10条、地域振興策ですが、地域振興策基本構想でまとめたアイデアリストの100策全てを実施、整備するものではなく、現時点においては、実施、整備する地域振興策として決定したものは何もありません。

整備する各施設、場所、規模及び事業スキームについて、双方協議の上、決定することとしています。

また、吉田区だけを考えたプランにせず、周辺地域への公共公益的な波及効果も踏まえることとしています。

第11条、地域振興策に係る整備費用ですが、33億8,100万円を上限とすることとしています。

この整備費用上限額は、参考資料8ページの過去の組合事業における周辺整備費の比較をもとに算定しています。

また、参考資料5ページから7ページは、整備費用上限額である33億8,100万円でのどのような地域振興策メニューが展開可能なのか仮に設定したものです。

仮に設定した策は計77策となっていますが、決定したプランではないので、くれぐれもご留意願います。

第12条、排熱エネルギーの供給ですが、排熱エネルギーを地域振興策で最大限活用することと、第2項において排熱エネルギーの活用条件の決定方法について示しています。

第13条、防災拠点等としての機能活用ですが、地域振興策の各施設と吉田資源循環センターが連携することにより、今後社会的な要請がますます増加すると考えられる防災拠点等の役割を効果的に果たすことが可能であることから、防災拠点等としての活用を推進することとしています。

最後に第4章、その他として、第14条から第22条で景観への配慮や雇用創出について、また事業及び地域振興策において設置した施設の運営管理業務の一部を吉田区が設置する法人へ委託すること、ごみ収集車両等の通行ルートなどについて、双方協議の上、決定することとしています。

第14条、景観への配慮ですが、吉田資源循環センターと地域振興策で設置する各施設等の整備に当たり、周辺の景観や自然環境との調和に配慮した計画を双方協議の上、決定する

こととしています。

第15条、雇用創出ですが、吉田資源循環センターと地域振興策の運営管理に伴う雇用創出を図るよう努めることとしています。

第16条、甲が設立する法人ですが、吉田資源循環センターと地域振興策の運営管理に当たり、吉田区は新たに法人を設立することとしています。

第17条、甲が設立する法人に対する管理業務の委託ですが、吉田資源循環センターと地域振興策の運営管理に係る業務の一部について、前条の法人に委託することとしています。

第18条、ごみ収集車両等の通行ルートですが、ごみ収集車両等の通行による日常生活への影響を最小限に抑えるべく、通行ルートは双方協議の上、決定することとしています。

第19条、エコカーの導入促進ですが、環境負荷の低減が図れるエコカーの導入促進に努めることとしています。

第20条、反社会的勢力の排除ですが、主に地域振興策の展開において不特定多数の事業者との契約取引が見込まれることから、暴力団等の反社会的勢力の排除について相互に協力することとしています。

第21条、協定事項の見直しですが、必要に応じて弾力的に協定事項の見直しを図ることとしています。

第22条、信義誠実の原則ですが、本協定に疑義等が生じた場合は、互いに誠意を持って解決することとしています。

## 次第5 質疑応答

### 武藤秀敏（組合：次長）

続いて次第の5番、質疑応答です。

質疑のある方は挙手し、職員からマイクを受け取った後、居住する市町と地区名を仰ってから質疑をお願いします。

### 住民A（印西市住民）

この協定書の一番の骨子になっている吉田区とは、町内会の名称ですか。

また、吉田区が町内会の場合、全居住者が吉田区に加入しているのですか。

また、建設候補地の地権者に吉田区の住民はいますか。

### 浅倉郁（組合：主査）

吉田区は町内会です。

世帯数は、住民基本台帳にて約160世帯を確認しています。

また、建設候補地の地権者数は28名ですが、ほとんどが吉田区内に居住されている方です。

### 住民A（印西市住民）

地権者のほとんどが吉田区内に居住されているということは、吉田区外に居住している地権者もいるということですか。

**浅倉郁（組合：主査）**

はい。

**住民A（印西市住民）**

吉田区外に居住している地権者数は何名ですか。

**浅倉郁（組合：主査）**

手元に資料がないので正確な人数はお答えできませんが、10名未満だと思います。

**【補記：吉田区外に居住している地権者数は6名】**

**住民A（印西市住民）**

全居住者が吉田区という町内会に加入しているのですか。

**浅倉郁（組合：主査）**

全居住者が加入しているわけではありません。

**【補記：吉田区内の全世帯が町内会に加入】**

**住民A（印西市住民）**

町内会の組織率は何%ですか。

**浅倉郁（組合：主査）**

把握していません。

**【補記：町内会の組織率は100%】**

**住民A（印西市住民）**

分かりました。

**住民B（印西市住民）**

整備協定書第6条、吉田資源循環センターの建替えですが、「甲及び乙の合意があった場合は、この限りではない。」というただし書きがあるので、建替えの際に吉田区から「認めない」と言われたら、建替えができないということですね。

先程の資料説明で、60年以上という遠い未来までの約束と仰っていましたが、60年先までは大丈夫だけれども、その先、皆が迷惑施設と言うごみ処理施設は、また行き場がなくなってしまう可能性があるということですね。

そうなった場合にごみ処理施設は、またどこかへ流浪するのでしょうか。私は、非常に無責任な形での移転計画だと考えています。嫌だと言えば建替えができないという一文が入っているということに大変驚いています。その点について、どのような考えを持っていますか。

そもそも、前の山崎印西市政が始まったときに、現印西クリーンセンターは敷地内で建替えを繰り返すと聞いて私達は家を購入したので、移転計画を持ったこと自体が大変な驚きでした。時代の流れや状況が変わったので仕方ないということですか。

また、用地検討委員会における用地検討では、千葉ニュータウン中央駅の駅前に新たに病院が開院するので、そのポイント分だけ吉田地区が現在地よりも評価が高くなり、吉田地区が選定されたと記憶しています。

しかし、新聞を見て驚いたのですが、その病院は吉田地区が選定された直後に申請を撤回されて開院はなくなりました。開院がなくなったのにも関わらず、吉田地区への移転計画が進んでいくことにも大変驚きました。

### 浅倉郁（組合：主査）

一般的に施設の耐用年数が30年と言われている中、将来、同敷地で建替えることを前提に、先程60年という説明をしました。

吉田区とこれまで対話を進めてきた中では、とにかく印西市のためになるなら、また、孫子の将来のために地域振興策が地域の活性化になるのであれば、事業を受け入れると仰っていただいております。

基本的には、30年後に同敷地内で建替えをする前提でお話をさせていただいてきておりますが、やはり我々事業者としては30年後に同敷地内で建替えしてもいいよと歓迎されるような施設整備と運営をしていかななくてはならないことを重々考えているところです。

ただし、吉田区の現世代の方の立場からすれば、30年後は自分達がいなくてもいいかもしれないので、自分達の子供や孫に色々な負担や心配を掛ける可能性があることを現時点で明確に決めることは難しいという意見がありました。

そういったものを踏まえながら整備協定書第6条をまとめた状況です。

### 住民B（印西市住民）

話は良く分かりますが、それはあくまで事業者の希望です。

先程、建替えを含め60年先との説明がありましたので、60年先までは大丈夫と考えていましたが、只今の説明ではそういうことではなく、30年先までの協定ということですね。

言い方は失礼ですが、30年しか確定できない移転事業に大きな予算を投じることは、本当に無責任な計画だという気がしてなりません。

本来、行政が行う大規模事業は30年毎に検討する物事ではなく、千葉ニュータウンや多摩ニュータウン然り、長期スパンで考えるものです。

新聞記事にありましたが、千葉ニュータウンの住宅ローンは総額で2兆円とのことでした。

皆が一生懸命払った2兆円規模のお金が投資されているまちづくりにしては、あまりに安易な移転計画だと思えてしまいます。

先程話をした病院の撤退の際にも本当に驚いたのですが、検討委員会で再検討せずそのまま移転計画が進んでしまいました。その件が市長選の際に何も出なかったのが非常に驚いています。

私の子供達は印西市が好きで、ここを故郷として住んでいます。このままだと30年後の子供達の時代にまたこのようなことを考えなくてはならないし、私も生きているかもしれません。

ところで、ある市議の話だと清掃工場は持ち回りにするとのことでした。

しかし、例えば当初から「今回は印西市の吉田、次は白井市、その次は栄町」と決まっているならば持ち回りという話も分かりますが、こんなものは持ち回れるものではありません。

30年後も同敷地で建替えができるように事業を進めたいという組合の気持ちは良く分かりますが、30年も経たないうちに嫌だと言われたらどうするのですか。

そのときは、またゼロからやり直すのですか。移転先がなければどうするのですか。母親でもあるので、その点が非常に心配になります。

実際、私が生まれ育った国分寺と小金井では、ごみ処理の問題で大変苦労しました。

本当に何十年単位でどろどろのことをやっても解決できず、新聞記事でご存じのように、まちの中で回収できないごみにハエがたかり何週間も放置されました。

そうした状態を回避できると思ったからこそ、きちんとした都市計画ででき上がった千葉ニュータウンに住宅を購入しましたが、本当のことが全く公にされないまま、選挙の度にまちづくりがどんどん変わる事態になってしまいました。

恐らく、検討委員会の委員も、自分達が候補地を評価した直後に病院計画が撤回になってしまったことに驚いていると思います。

私達は一体何を信じて何を見たら良いのですか。行政から公開される情報はとても少なく、情報は新聞の千葉版のほうが多い位です。そうした状況の中、何を信じて何を真剣に考えて良いのか分かりません。

周りのお母さん方は、前の選挙のときの白紙撤回というのは現在地に戻るという感覚でしたが、状況を説明すると皆驚いていました。新しい清掃工場は100億円掛からないという件も「100億円掛からないはずがない、当たり前だ」という話をするので皆驚いていました。

結局、蓋を開けてみたら、皆だまされてしまったのではないかと心配しています。

清掃工場の建替えというのは物凄く大事なことだと思いますが、皆さんとても軽く考えていらっしゃると思います。住んでいる私達と、皆さん事業者の方々にギャップがあると思います。

1年以上前の説明会の際に、参加されていた年配の方々から「建替えの頃に私達は死んでしまっているから良い」と私は怒鳴られましたが、死んでしまうから良いという問題ではないと思います。

そういった方々の意見に動かされてここまで来てしまったのかと心配に思い、今日の説明会に参加しましたが、一度立ちどまってゆっくり考える時間を持つことは不可能なのでしょうか。

今日の説明ではとても心配になります。30年後にまた同じことやるのですか。30年後にまたたくさんの予算を投入するのですか。

#### **今井聡（組合：工場長）**

千葉ニュータウン9住区への移転計画の白紙撤回ということがあり、事業が二転三転してきたことはご存じのとおりだと考えています。

今、お話された心配事は当然のことだと私も思いますが、我々事業者としては、とにかく吉田区に清掃工場を受け入れていただける整備協定とすべく、建替えの時期を迎えた際に話し合いが出来る余地を残しています。

#### **住民B（印西市住民）**

現印西クリーンセンターも、同敷地内で建替えを継続するので住民には迷惑を掛けないということだったが、急にこのような事態となってしまった。

#### **今井聡（組合：工場長）**

はい、そういうこともあるかと思えます。

#### **住民B（印西市住民）**

移転のきっかけが、以前一人の市議から発せられた意見だと聞いて驚きました。

**今井聡（組合：工場長）**

現在の管理者は、千葉ニュータウン中央駅周辺地域に煙突があってはいけないという判断をしています。

よって、移転という流れになったわけです。

**住民B（印西市住民）**

なぜ現在地では駄目なのですか。

**今井聡（組合：工場長）**

当然、都市計画の中で、やはり現在地はもっと皆さんのためになるような使い方のほうが良いだろうということが管理者の考え方だと思いますが、いずれにしても、移転ということ的前提に吉田区との協議を進めている状況の中、30年後の建替えの件は、当然我々事業者が更なる移転をできるだけ避けるように努力をさせていただき、この1点を約束させていただく位しか今のところお答えのしようがありません。

**住民B（印西市住民）**

事業者の方々は30年後、定年で去られていきますが、私達はここにずっと住んでいくのです。その辺をもう少し重く考えていただけないでしょうか。

**今井聡（組合：工場長）**

当然、私もいずれは退職を迎えますし、現担当者も30年後に在職しているか分かりません。

だからこそ、今ここで整備協定として吉田区からの了承が得られる約束事を決めておきたいということなので、その辺はご理解いただければと思います。

**住民B（印西市住民）**

現在地で建替えをすることは、本当に駄目なのでしょう。

なぜ移転計画が進んでしまうのか、非常に不思議です。

**住民A（印西市住民）**

第8条の公害防止協定の件ですが、吉田区と公害防止協定を締結とすとなっています。現印西クリーンセンターでは、2.5km範囲内の町内会・自治会から希望があれば、公害防止協定を締結できるし、環境委員会の委員にもなれます。

公害に関し、例えば最大着地濃度の地点というものがあります。これは、煙突から排出された煙が最も濃い状態で地上に着地する地点です。

現印西クリーンセンターの煙突高は59mで、当該地点は概ね2km強です。

次期施設の煙突高も59mとのことなので、やはり2km位の範囲内の住民は公害防止協定を締結する権利のようなものがあると思います。

なぜ、地元町内会の吉田区とだけ公害防止協定を締結するのか非常に不思議なので、その見解を教えてください。

**浅倉郁（組合：主査）**

実際に吉田資源循環センターが稼働開始する頃には、ご意見のあった広範囲における公害防止協定の締結を関係町内会等と協議することになると思いますが、この整備協定は吉田区と締結するものなので、他町内会のことに触れていません。

**住民A（印西市住民）**

公害は、煙、騒音、悪臭などのほか、車両の出入りによる色々な弊害もあるので、公害防止協定は広範囲に亘って締結しないと意味がありません。

整備協定書に基づく吉田区との公害防止協定とは別に、後々当該協定を広範囲にも締結するものと理解して良いですか。

**今井聡（組合：工場長）**

当然、影響が及ぶと予想される場所の町内会等と公害防止協定を締結させていただくことになると思います。

ただ、現段階では環境影響評価を実施していないので、具体的な締結範囲までのご説明できないことをご理解ください。

**住民A（印西市住民）**

将来的には必要に応じて広範囲に公害防止協定を締結するという理解で良いですか。

**今井聡（組合：工場長）**

はい。

**住民A（印西市住民）**

第8条第2号に、操業を監視する協同機関を設置すると規定しています。

これも公害問題が絡んでいると思いますが、そこには「必要に応じてその他の住民等で組織する」という文言があります。

それはそれで私は良いと思うのですが、少し飛びますけれども、第16条と第17条で吉田区が新たに法人を設立し、組合は施設の管理運営業務の一部を当該法人へ委託すると規定しています。

そうすると、吉田区は法人を設立し、組合から管理運営業務の一部を受託し、同時に公害も監視することになり、要は自らが運営する施設を自らが監視することになります。

これは凄く矛盾していると感じますが、どのように理解したら良いですか。

**大野喜弘（事務局：主査補）**

第8条第2号で規定している協同機関は、現印西クリーンセンターの環境委員会に類した組織です。

当該組織の中に、新クリーンセンターを実際に操業する業者を加えることは想定していますが、第16条で規定している法人は、清掃工場の操業を担うのではなく、主に地域振興策で設置した施設の運営管理や、敷地内の草刈りなどを受託する組織とお考えください。

よって、吉田区が設立した法人が清掃工場の操業と監視を行うわけではないことをご理解ください。

**住民A（印西市住民）**

完全には理解していませんが、了解しました。

また、この法人は営利法人と非営利法人のどちらですか。また、会社組織ですか。

**今井聡（組合：工場長）**

どのような仕事が発生するのか、また、どのような仕事を受託できるかは、来年度に策定する地域振興策基本計画の中で明らかにしていくものと考えています。

よって、現時点で法人の詳細内容は決定していません。

**住民A（印西市住民）**

法人の詳細内容は決まっていなくても、整備協定書で新たに設立すると規定していません。

普通は考えられませんが、この法人は吉田区という町内会が法人化するという理解で良いですか。

**今井聡（組合：工場長）**

例えば認可地縁団体として吉田区を法人化するというのではなく、新たに株式会社を設立するというようなイメージを持っています。

**住民A（印西市住民）**

株式会社だとすると、吉田区と締結する整備協定書に、管理業務の委託を規定する必要はないと思います。

また、吉田区が株式会社を設立し、整備協定に基づいて仕事を与えることは問題だと思います。

要求される委託費が高額な場合など、公正な取引ができなくなってしまう恐れはありませんか。

**今井聡（組合：工場長）**

委託業務の範囲などは今後の協議となりますが、現在、組合では温水センターを指定管理者制度により民間企業に運営をお願いしている中、当然、収益は民間企業側に入る形となっています。

**住民A（印西市住民）**

指定管理者であれば分かります。

**今井聡（組合：工場長）**

そういう意味合いのもので、今のところはイメージしているところです。

**住民A（印西市住民）**

それとは全然違うと思います。

指定管理者というのは、希望のあった事業者から一番安い事業者や能力のある事業者を選定する制度です。

この整備協定書では、最初から吉田区が設立した法人に仕事を与えることを規定しているので、指定管理者とは全然違います。指定管理者に対する理解がおかしいのではないですか。

**今井聡（組合：工場長）**

指定管理者の件は、法人でないと契約できないという例示ですが、そもそも地域振興策は、組合が組合のためだけに運営していたのでは、吉田区のためにはならないと考えています。

当然、吉田区も地域振興施設を利用しながら吉田区の活性化を図らなければならないと考えています。

組合が発注する仕事について、先ほど草刈りなどを挙げましたが、あくまでも清掃工場を受け入れていただいた地域の繁栄ということでご理解いただきたいと思います。

### **住民A（印西市住民）**

その点は、第15条で規定している雇用創出で十分だと思います。

わざわざ株式会社を設立して必ず仕事を与えるという協定は弊害があるので、むしろそういうことはやらないほうが良いという意見です。

### **住民C（白井市住民）**

第11条で、地域振興策整備費用は33億8,100万円を上限とすると規定していますが、上限を定めた理由は何ですか。

### **浅倉郁（組合：主査）**

そもそも候補地の募集要項で「地域活性化へ寄与する地域振興については、建設候補地の決定後に周辺住民の皆さまと協議してまいります」と記述しており、清掃工場の整備と一緒に地域振興策が進められることを吉田区はきちんと把握された上で各種の検討を進められた経緯があります。

地域振興策にどれだけの費用を投下するのかは、吉田区としては最も重要な点で、また、組合に求める信用の話にもなると思います。

組合は関係市町で構成されるので、関係市町の財政状況などを考慮し、事業費の縮減を考えながら吉田区との対話を積み上げてきましたが、吉田区としては、いざ事業が立ち上がった際に結局何もしてくれなかったという事態が生じることが心配の一部分でした。

そうした中、吉田区から、清掃工場を受け入れるから希望は全て叶えてくれということではなく、地域振興策整備費用の上限額が明らかにならないと何も決められないという意見が出されました。

また逆に、上限額を決めないと湯水のように費用負担が増加する恐れもあります。

その点を吉田区にご理解いただき対話を積み重ねながら、地域振興策整備費用の上限額を定めました。

### **住民A（印西市住民）**

地域振興策整備費用の上限額は33億8,100万にするとのことですが、参考資料5ページから7ページに上限額の内訳があります。

全77策の合計が33億8,100万なので、仮に20策しか展開しない場合は、当該20策に係る整備費が上限額になると理解して良いですか。

### **浅倉郁（組合：主査）**

周辺対策整備費用は、他の自治体の例を参考にしても各種の状況が異なることから妥当な金額を導き出すのは困難で、また、指針などありません。

そこで、参考資料8ページのとおり、これまで整備した現印西クリーンセンター、最終処分場、平岡自然公園（墓地・火葬場・斎場）における周辺対策整備費用を目安に、地域振興策整備費用の上限額33億8,100万円を導き出しました。

参考資料5ページから7ページに列記している77策の地域振興策は、上限額の範囲内で展開可能な地域振興策のイメージです。

先程説明しましたが、実際に展開する地域振興策は、現時点で何一つ決まったものではありません。

**住民A (印西市住民)**

仮に、実際に展開する地域振興策が77策のうち1策だったとしても、当該1策のために33億8,100万円を投下するということですか。

**今井聡 (組合：工場長)**

仮に、吉田区が1策しか望まず、当該整備費が5億円だった場合、それ以上の負担はしません。

**住民A (印西市住民)**

その場合、地域振興策整備費用は5億円で済むということですか。

**今井聡 (組合：工場長)**

はい。

ただし、当然のことながら清掃工場を受け入れる吉田区は相応の振興策を望んでいます。

そうした状況の中、地域振興策整備費用の上限額をまずは定め、今後、実際に展開する地域振興策の検討を進めます。

**住民A (印西市住民)**

私が言ったことと今の回答は同じですね。

参考資料5ページから7ページの見積もり金額以上は負担しないということですね。

**今井聡 (組合：工場長)**

はい。そのとおりです。

33億8,100万円が上限となります。

**住民A (印西市住民)**

33億8,100万円は、77策の全てを展開する場合の整備費ではないのですか。

**今井聡 (組合：工場長)**

いいえ、そういうことはありません。

77策は、33億8,100万円で展開可能な地域振興策のイメージです。

実際に展開する地域振興策は、今後決定します。

**住民D (印西市住民)**

整備協定書を見ると、地元の意見を十分にくみ取りながら事業化を考えていくという意味では大変良い方向だと思います。

ただ、「地元の吉田区」と一口で言いますが、どのような地元の体制があるのか分かりません。

もし、この場に吉田区の方がいらっしゃったら、清掃工場を受ける側としてどのような体制で考えているのか説明してもらえるとありがたいです。

また先程、地域振興に関する77策のアイデアの話がありましたが、地域振興策を事業化していくことは、かなり専門的な知識や色々なアンケートで意見を吸い上げることも必要だと思うので、推進母体はある程度しっかりしたものが求められます。

色々な小さな意見をまとめるだけでは成功しないと思うので、事業化を進める中でやはり組合がかなり主体性を持ち、あるいは中心的に座るといような位置付けで進めることが必要だと思います。

同時に、吉田区だけではなく、その周りの地域も含めた広がりを持った振興策と位置付けていくとすれば、印西市にとっても言わばまちおこしのような側面も持っているので、ただ単に吉田区と組合だけということではなく、印西市などを含めた広域的な推進母体・推進組織が求められると思いますが、その点はどのように考えていますか。

**今井聡（組合：工場長）**

来年度予算の可決前なので確定ではありませんが、来年度は地域振興策基本計画について、専門家の助力などをいただきながら一年度かけて策定したいと考えています。

当該策定に当たり、どのような検討母体とするかは現時点で未定ですが、吉田区は「吉田区クリーンセンター検討委員会」という内部組織が既に設置されています。

これまで、当該組織の皆様と整備協定などの協議を進めさせていただきましたが、やはり同じような形で吉田区の意見を聞きながら、また、関係市町の意見も聞きながら地域振興策基本計画の策定を進めたいと考えています。

**住民D（印西市住民）**

それはそれで良いですが、吉田区はあくまで町内会なので、それほど強い組織的な結びつきがあるのか分かりませんが、この場に吉田区の方がいらっしゃったら、どのような体制で考えているのかといった実務上の話が聞ければありがたいです。

**武藤秀敏（組合：次長）**

本日、吉田区の方はお越しいただいておりません。

**住民E（栄町住民）**

今、皆さんが質問している内容は少し難しく入っていきません。

関係市町はどこでも「ごみは燃さないで資源化」ということを目指していると思いますが、そもそも一番の基本となる国の政策が凄く曖昧に感じます。

結局、生ごみに含まれている水分が凄く問題になっていて、これは関係市町どこでも一緒だと思うので、生ごみを堆肥化する機械を焼却炉とは別に造れば良いと思います。また、更なる資源化も進めるべきです。

今、本当に住民の一人一人が資源化に対する意識を持っているか持っていないかという、はっきり言って余り持っていないと思います。

そうした状況及び関係市町の財政が厳しい中、余りにも行政側の立場で建替え事業が拙速に進んでいるように感じます。私の意見に対する回答は必要ありません。

**住民F（印西市住民）**

整備協定書第18条で、吉田資源循環センターへ搬入出するための一般廃棄物収集運搬許可業者のごみ収集車両などと記載していますが、前提として家庭ごみの収集に関しては委託になるので、許可が不要であるということを鑑みれば、このような書き方だと許可を持っていない収集車両等が吉田資源循環センターへ入れなくなるという解釈もできてしまうと思うので、少し弾力的に記載したほうが良いと思います。

また、現施設に言えることですが、市民が直接ごみを持ち込むことに関し非常に不便です。

全国で色々な清掃センターの整備が進んでいますが、市民の直接持ち込みを推進している事例が多いです。

年末年始に車両が集中するという課題はありますが、吉田資源循環センターでは、なるべく市民が利用しやすい体制を検討して欲しいと思います。

#### **大野喜弘（組合：主査補）**

ごみ収集車両等の通行ルートについて、当然持ち込まれるごみは印西市だけではなく、白井市と栄町も含みます。

ごみ収集車両が各集積所に向かうに当たっては、当然各地の生活道路を通行しますが、吉田資源循環センターへ搬入する際は、国県道のほか幹線的な市道を通行する形になると思います。

吉田区が懸念しているのは、各地から収集したごみを載せたごみ収集車両等が地元の生活道路に進入することなので、整備協定書第18条はその点に配慮する趣旨です。

また、一般廃棄物の収集運搬業の許可を持っていない業者の車両や一般住民の車両についても、地元の生活道路を通行しない旨のお知らせをします。

#### **川砂智行（組合：主査補）**

整備協定書18条は、ごみの収集車両等の通行ルートですが、許可業者などは通行ルートの伝達し易い関係にあります。

一方では、市民の方の直接持ち込みなど、そうした伝達し難いケースもあります。

そうした方々には、やはり利用の都度、周知啓発を粘り強く行う必要があります。周知啓発を継続することで適切な通行に関するコントロールが図られるものと考えています。

吉田区の理解としては、実質的にそうしたコントロールが100%できると受け止めているわけではありませんが、組合としてはできる限りの対応を行いたいと考えています。

#### **住民B（印西市住民）**

参考資料3ページに列記されている地域振興策の一覧の中で、最も多くの整備費を要す多機能な複合施設は約20億円とのことですが、その内訳を見るとサンセットスパ&リゾートという夢のような施設が記載されています。

当然、現クリーンセンターが移転すれば現温水センターは廃止されるものと理解していますが、そのことを知らない市民もいます。

温水センターの取り扱いに関する住民へのお知らせは、一切されていません。

地域振興策メニューの中にプールはないと思いますが、この辺一带に大きなプールはないので、温水センターでは中学生が大会を開催したりするなど皆さん利用していますが、温水センターが廃止されることを住民の皆さんは知らないのです。

クリーンセンターがなくなれば温水センターもなくなるのが当然だと思う人もいますが、クリーンセンターはなくなるけれども、温水センターは継続運営すると考えている人達も多いのです。

地域振興策の一つとして掲げているサンセットスパ&リゾートは、温水センターのようにまちの中にあれば、皆が利用できると思いますが、あのへんぴなところに夢のような施設を造って誰が通うのですか。

車を運転できない人は行かれないし、送迎バスをやるとしたら何千万と掛かります。

それを維持するためのお金をサンセットスパ&リゾートで稼げるとはとても思えないの

です。

先程、今後の協議如何で必要のない地域振興策は展開しないという説明がありましたが、もし、もし吉田区が一番欲しい施設がサンセットスパ&リゾートだった場合、黒字になるはずありません。赤字垂れ流しの施設を一番必要とした場合、どうなるのでしょうか。

その辺のことを市民が全く知らないのです。市が進めていることだから間違いないだろう位の感覚なのです。

私が「現温水センターは廃止される」「吉田までどのように行くのか」「何千万円も経費の掛かるバスは運行されるはずがない」などと説明して、初めてそこから話が始まるような感じでした。

是非お願いしたいのは、その辺のことを今一生懸命説明している工場長や主査が先頭を切って自分の名前を出して皆さんに教えていただきたい。皆さん知らないのです。

このような夢の施設をここではなく吉田に造っても、子供は行かれないし、車を運転しない年配の方も行かれませんか。土日祝日ならわかりますが、平日に一体誰が吉田に行くのですか。

その点をどうするのか、また、維持管理をどのように考えているのか、是非教えてください。

**浅倉郁（組合：主査）**

少し誤解があるので、その点から説明しますが、先程から説明しているように、どのような地域振興策を展開するかは、現時点で何一つ決定していません。

**住民B（印西市住民）**

それは承知しています。

吉田区が一番必要としている地域振興策がサンセットスパ&リゾートの場合、市民はどのようにしてそこまで行けば良いのか、また、維持管理をどのように考えているのかを教えてください。

**浅倉郁（組合：主査）**

吉田区では、地権者グループが候補地を応募した以降、様々な地域振興策のアイデアを出していただき、その中の一つにサンセットスパ&リゾートがありました。

しかし、吉田区が希望しているのは足湯程度の小さなもので、現温水センターのような、いわゆる箱物と言われる先々お金を垂れ流していくような施設は要らないという意見がありました。

そういった中でのサンセットスパ&リゾートですが、現地が高台なので、そこから色々な景色を見ながら綺麗な夕日が見られるサンセットスパがあったら良いねというメニューであることをご理解ください。

また、温水センターは廃止されるという誤解があるようですが、それについても何一つ決まったことはありません。

**住民B（印西市住民）**

以前、クリーンセンターを移転する場合、温水センター用地を売却して移転費に充てるという説明がありましたが、温水センターを残すということは、温水センター用地の売却益を

事業費に入れていないということですね。

#### **今井聡（組合：工場長）**

温水センターを残す残さないということは、全く決まっていないと申し上げました。

温水センターをどうするかということは、今後、組合を中心に関係市町とも相談しながら決めざるを得ないということです。

温水センターを廃止することになれば、組合として不要な土地を所有するわけにはいかないので、その際は当然売却なり何なりを考える場合もあります。

温水センターを今後どういう形にするのかということは決まっていないことをまずはご理解いただきたいと思います。

#### **住民B（印西市住民）**

その都度その都度、説明をいただきたいです。

#### **住民G（印西市住民）**

全体を通じて、やはり市民への周知が非常に少ないと思います。

事業の経過などが十分市民に伝わっていないのに、どんどん事業が進んでいると思います。

その一番あらわれが、地域振興策のリストだと思います。

地域振興施設を造るのであれば、本当に市民が要求するものを造らなければ採算は合わないし利用もできないので、そこが一番欠けている点だと思います。

パブリックコメントについては、対象事案を整備協定書に限定していることから、意見を出せる範囲に非常に制限があり、直ぐに意見を出せないと思います。

パブリックコメントは、形式的には市民に整備協定書を知らせたという形になっていますが、私達は、クリーンセンターを9住区に移転するときにはたくさんのお金を使うことには反対したものの、その後の状況が十分市民に伝わらないままにどんどん事業が進んでしまったので、突然、整備協定書だけについての意見を求められても、実はそれ以前の問題でたくさん言いたいことがあるのです。

事業を進める側は、どのように市民の意見を吸い上げて、良いものをつくっていくかということが問われます。

やはり、ごみの減量や、市民が本当に利用したい施設の検討は、市民の知恵がなければ何事も前に進まないと思います。

ただ単に意見を募集したから終わりということではなく、積極的に町会毎にでも集会を開いて、皆さんの意見を十分聞いて進めて欲しいと思います。回答は要りません。

#### **住民H（白井市住民）**

参考資料18ページのスケジュールを見ると、約11年後にようやく本稼働というスケジュールになっているので、本日は現段階におけるかなり大ざっぱな新しい清掃工場の稼働に関する考え方が示されていると理解しました。

私は白井市民ですが、船橋市の北部清掃工場が近くにあり、現在、ちょうど新しい工場が試運転している状況で、本稼働は今年の4月です。

私は船橋市民ではありませんが、これまで工場の計画から環境アセスメントの計画など、全て白井市民にも説明がありました。

整備協定書の第8条について、現クリーンセンターの環境委員会のように、地元の吉田区以外の町内会も監視組織に加われると理解していますが、その点についてどのように考えていますか。

また、北部清掃工場の操業に関係し、私達が船橋市に強く要望し、かれこれ約30年近く前から実施していることですが、白井市の南山及び西白井の学校敷地内に大気汚染の自動測定器を設置し、測定結果を住民に公開しています。

北部清掃工場は煙突の高さが80mで拡散エリアが4kmですが、新クリーンセンターは59mなので、それよりも狭いと考えられますが、吉田区の区域をオーバーするのは多分間違いないと思います。

新クリーンセンターでも、周辺地区から同様の測定を求められた場合、第8条の規定に基づき対応するのか否かを確認します。

#### **浅倉郁（組合：主査）**

当然、必要に応じて周辺町内会も含めた形で監視組織を設置することを考えています。

次に定点における環境測定ですが、最新のごみ処理施設における排ガス処理設備の技術は相当進んでおり、煙突から排出される排ガスを要因とする健康被害が生じることはないと考えていますが、やはり周辺住民の皆さんが懸念や心配される部分なので、吉田区から要望のあった工事前の大気・工事中の大気・稼働開始後の大気といった推移を確認することも含め、定点観測を実施します。

ただし、定点観測の場所・回数・測定物質などは、今後の協議となります。

また、今後、千葉県条例に基づく環境影響評価を概ね4年間掛け実施するので、その取り組み内容は適切に公表します。

#### **住民Ⅰ（栄町住民）**

今回の用地問題は検討委員会が適地を選定したので、そういう意味では民主的な手法だと思えます。

4年前の印西市長選のときには、ごみ処理場はニュータウンの真ん中にあるのが良いのだ悪いのだという論争がありました。

原点としては現在地のテニスコートで建替えができるので問題ないと聞いていましたが、結果的には検討委員会が適地を選定し移転の運びとなりました。

本来ならば、適地選定の過程で住民の意見を聞くことを徹底すべきだったと思いますが、その点は過ぎたことなので結構です。

また、アクセス道路の件ですが、整備費のことも含め本当に問題が起きないかととても不安です。

また、旧印旛村に位置する最終処分場ですが、関係市町が頑張っでごみ減量に取り組んだことや、ニュータウン計画人口の減などの事情があったとは思いますが、本当に過大な計画だったと思います。

先日、見学しましたが、今後60年以上はもつとのことで、それに対する地元対策費を関係市町が負担することになります。

そうした問題も含め、今後、吉田地区で整備する新クリーンセンターについて、私達関係

市町の人間は様々な問題を考えていかなければならないと思います。

よって、このまま事業がどんどん進んでしまっただけというのが率直な疑問です。

また、先程意見のあった生ごみの堆肥化は、人間が生きていく上で一番大事な原点です。

燃せば良いのではなく、生ごみを堆肥化するためにクリーンセンターでもきちんとその部分を分けて、どうしても焼却しなければならないものを焼却すべきです。

何でも燃せば良いという時代は次の時代には残したくないと思っています。

生ごみの堆肥化を新クリーンセンターでは全然位置付けしていないのでしょうか。

#### **浅倉郁（組合：主査）**

建設候補地の吉田地区に至る幹線的な道路はないことから、新しくアクセス道路を整備する必要があります。

施設整備基本計画検討委員会では、幾つか考えられるルートのうち、参考資料17ページで図示しているように、印西市が計画・整備を進めている松崎吉田線から分岐し、建設候補地の西側外周を経て南端に至るルートに優位性を見出しましたが、現地の測量等を一切実施していない状況における暫定評価なので、来年度に予定している施設整備基本計画の追加検討の中で、吉田区と協議しながら最適なルートを最終決定する考えです。

#### **今井聡（組合：工場長）**

新クリーンセンターに生ごみの堆肥化施設を併設する検討はしていません。

確かにごみの減量に関し、生ごみの堆肥化は有効ですが、当然、関係市町の施策との連携も大事になります。

よって、今後、関係市町との情報交換及び連携を進め、有効な施策を展開していかなければならないと考えています。

#### **住民I（栄町住民）**

清掃工場は千葉ニュータウン構想において、現在地で操業し続けるものだと聞いていたもので、色々な意味で奔走しているような気がしてなりません。

原点に戻ってしまいましたが、4年前の印西市長選のときに、わざわざ公団の土地を購入し移転するという計画がありましたが、なぜ現在地ではだめなのかという問題も含めて新クリーンセンター整備事業に大きな疑問を持っています。

住民の皆さんの疑義にしっかり応えられるような計画にしてほしいです。

整備協定書を締結する段階まで事業が進んでしまったので、白紙に戻せという議論はできませんが、物凄く複雑な気持ちで本日参加しているということを伝えたいと思います。

#### **住民B（印西市住民）**

私は、25年程前に印西市内野に住宅を購入した際、目の前に煙突が見えたので聞きに行きました。その際、「現在地で操業を継続するので建替え問題で迷惑はかけない」「これから廃棄物処理技術はどんどん良くなる」「駅とクリーンセンターの位置を決定してからまちづくりを考えた」「道路計画もクリーンセンターに配慮している」といった説明があり、私達は「まちの中心に位置し迷惑施設ではない」「ごみ処理の長期的なトラブルを避けるための宝物」のような感覚で住宅を購入しましたが、話がころころ変わっていったことは大変残念な気持ちです。

都市計画というのは百年単位で考えるものです。30年先がどうなるかという話ではないはずなのに、印西市だけではなく組合の方々の考えが余りにも軽いということが大変良く分かったのでショックです。

また先程、工場長から「現在の管理者は、千葉ニュータウン中央駅周辺地域に煙突があつてはいけないという判断をしている」という説明がありましたが、クリーンセンターは管理者のおもちゃではありません。ここに煙突があることが嫌だとか良いとかという問題ではないのです。

ここに住んでいる人達がどうしたら生活がしやすくなるのか、それを都市計画として考えて是非実行していただきたい。本当に白紙に戻してもらいたい位ショックな話です。

病院の件にしても、なぜ後から来る病院に配慮してクリーンセンターを移転させなければならぬのかも疑問ですし、その病院も移転先が吉田地区に決まった途端に計画を撤回したので、凄いタイミングで撤回するのだなという印象を受けています。

このように全てが疑問符なのです。疑問符の上に疑問符が積み重なっていくのに、移転計画がどんどん先に進んでしまうことに大変怖さを感じました。

管理者の考え方一つで全部動いていくのではなく、是非市民に事情を説明して、市民からの意見をもう少し吸い上げるやり方を工場長には考えていただきたい。

クリーンセンターは、市民皆のものであり管理者のおもちゃではないのです。是非その辺をもう一回考えていただければと思います。

#### **住民E（栄町住民）**

先程、アクセス道路に関する意見がありましたが、以前、印西市に確認した際、「道路は印西市で整備するので、組合がクリーンセンターのための道路を整備することはない」という説明がありました。この点は間違いありませんか。

#### **小手正治（組合：事務局長）**

松崎吉田線は、合併時の新市基本計画において重要路線として定められた路線です。

よって、クリーンセンターが吉田地区に移転することを前提に計画した道路ではないことは間違いありません。

#### **住民E（栄町住民）**

アクセス道路は、クリーンセンターに関係なく印西市が整備するという話を聞きました。

#### **小手正治（組合：事務局長）**

参考資料17ページをご覧ください。

建設候補地は高台に広がる畑の中にありますが、印西市が整備する松崎吉田線は松崎地区から県道八千代宗像線に至る道路整備計画で、組合が整備するアクセス道路は松崎吉田線から建設候補地に至る道路整備計画であることをご理解ください。

#### **住民J（栄町住民）**

私は組合議員で、今日は整備協定書の説明会ということで参加しましたが、話が色々な方向に飛んでしまい、市民に理解していただけない部分がたくさんあると思います。

組合職員を責めてもだめです。自分達が選んだ議員に聞かなければだめなのです。

もっと議員になぜこうなったのかを聞いて、議員がきちんと説明していれば、こういうこ

とにはなりません。

だから、余りにもそっちが悪いとかと言うのではなく、議会議員が決めて、それでこの組合議員が色々決めていく、そういうシステムを皆さんはまだ全然ご存じない。

だから、おもちゃではないのだとか何とか言われているけれども、おもちゃでも何でもありません。

上からの指令でそうになっていく。上からの指令というのは何かというと印西市の市議会議員、ここが、前の選挙のときも同じなのです。

なぜかという、この一等地に煙突を建てる工場は建てさせないと言ったのが今の印西市長です。

今から三十数年、40年前に決めたのは、誰も入ってこないときに駅とクリーンセンターを造って、しかも40年前にこんな高層ビルが建つなんて誰も知らなかった。

ところが、時代の変化で高層ビルが建ち、今の印西市長は変えていこうではないかと言ったのだけれども、迷惑施設と位置付けたのは今の印西市長です。

今までは迷惑施設などと誰も置付けていなかったのです。

それを位置付けて迷惑施設だ、迷惑施設だ、迷惑施設がこんなところにあってはだめなんだということを言って、それを選んだのは印西市民ではないですか。

印西市民が全部選んでいるのです。私達は何も知らないと言いますが、議員が全て知っているはず。その議員は誰ですか。印西市の議員に聞いてください。

それなのに、組合を責めても、印西市長を責めても、議会が決めなければ絶対先に進まないのです。

そういう意味では、整備協定が締結できなかつたらアクセス道路はできない。アクセス道路は、まず印西市が整備しなくてはいけないのです。

だから、整備協定が締結できなかつたら印西市に「印西市さん、あなたたち市議会みんな道路造りなさいよ」と、「先に進まないですよ」と。

組合が整備する道路は、アクセス道路からぎりぎり吉田地区に入るところまでで、その道路整備は多分組合の責任になるでしょう。

順番なしに、その言葉その言葉に対応しているので、申し訳ありませんが、まずい質問もそうだけれども、まずい対応もそうです。

もっと「議会議員は何をやっているのだ」と言って、印西市の議会議員全部そこに並べて話をする位しないとだめです。

私は、当初から印西クリーンセンターを移転することに反対しました。40年前にここに造ったのはコンセプトだと。絶対に公害を出さないということで稼働し、そのとおりになってきた。ところが時代の流れで煙突が低過ぎるから、「煙突をもっと高くしろよ」と言ったら、今の印西市長から聞いた金額は、1m当り1億円だそうです。

吉田地区に移転したいのであれば移転すれば良いです。ただ、印西市の都合のために移転するのです。栄町も白井市も移転して良いなんて思っていない。

しかし、移転が決まった以上は、印西市のまちづくりのために移転するということです。だから、それをはっきり印西市として組合と印西市が何をやらなければいけないかという

ことをはっきり分けて、もう少し皆に説明していれば、こんな難しい話にはなりません。

あっちこっち飛び過ぎてしまって、はっきり言ってどこに焦点合わせられるのかということです。

これはひとえに整備協定書に関してどうだと。この協定書がなかったら先に進めないでしょう、吉田区も。

先程、吉田区とは誰なのだという良い指摘がありました。吉田区の法人としては誰なのだ。しかし、整備協定書の記名押印者は吉田区長なのです。

整備協定書は吉田区長と締結しますが、吉田区に入っていない人もいます。だから、それをどうするのだというのを凄く良い質問だと思っているのです。

そういう意味では、そこら辺のことをもう少し精査して進めないで市民誰だって分かりません。

以上、私の意見と、それから整備協定書に関してもう少しきちんと説明をしなければいけないのではないかなという感想だけ言いました。

まるで250億円なんていうのはフェイクで、ああいうのが先に流れて、皆市民がそれに踊らされてしまったというのが、今のこの混乱を引き起こしているのだと私は見えています。

答えは要りません。

**武藤秀敏（組合：次長）**

そのほかございますか。

どうぞ。

**住民K（印西市住民）**

只今議員から話があったことに対して、少し補足が必要と思ったので話をさせていただきます。

この組合は2市1町で構成する組合です。よって組合議員いうのは印西市の議員ではなく、印西市、白井市、栄町から代表された議員です。

よって、先程、「疑問や不満は印西市の議員に言え」というのは違うのではないのでしょうか。議員に言うのであれば、組合議員に言うべきではないかと思えます。

**住民J（栄町住民）**

私は組合議員です。

**武藤秀敏（組合：次長）**

その他はよろしいですか。

貴重なご意見ありがとうございました。

## 次第6 今後の予定について

### **武藤秀敏（組合：次長）**

続いて次第の6番、今後の予定についてです。  
担当者から説明させていただきます。

### **浅倉郁（組合：主査）**

今後の予定について説明します。

住民意見募集を今月1月6日から19日の期間で受け付けしています。

19日に締め切った後は、いただいた意見を取りまとめ、回答の準備を進めます。

吉田区とは、それを踏まえて最終的な調整を進めてまいります。

そして、吉田区の最終的な合意が得られましたら、整備協定の締結に当たり調印式を行う運びになります。

整備協定の締結は、相手のあることなので、締結時期を明確に説明できないのですが、我々事業者側の気持ちとしては、何とか年度末までには締結させていただき、新年度、新たな形で事業着手したいという気概で進めます。

また、整備協定の締結後に事業の着手というお約束をしてきましたので、締結の暁には事業用地の取得などの事務から着手していく予定としています。

そのほかのスケジュールは、参考資料18ページに掲載しています。

取り急ぎ、今後の予定について話をさせていただきました。

## 次第7 閉会

### **武藤秀敏（組合：次長）**

これで次第にある全ての項目が終了しました。  
これをもちまして閉会とさせていただきます。  
お忙しい中、ご協力ありがとうございました。